

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）３３条の規定に基づく一時保護決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が、令和３年４月２３日付けの一時保護決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人及び請求人の妻（以下「請求人妻」といい、請求人と併せて「請求人ら」という。）に対して行った、請求人らの子である〇〇さん（以下「本児」という。）に係る法３３条の規定に基づく一時保護決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

請求人らを保護者とする本児は、現在〇〇歳の乳児であり、「脊髄性筋萎縮症」（小児慢性特定疾病）のため〇〇に入院中であるところ、本児は適正に養育されており、安全は保障されている。

本児の心身の状況、請求人との親子関係は愛着を示しており、環境は適正であり、「児童への不適切な養育が疑われるものであり、

児童の安全を迅速に確保し適切な保護をはかる」との理由による処分は間違っている。本児の健やかな成長のためにも、速やかに処分の取消しを求める。

また、本児の健全な発達が、一時保護という両親からの愛情を受けられない精神的児童虐待にもあたり、今後の病状回復に向けて本件病院小児科にのみに有益な状況を即座に解除し、本児を自宅からの本件病院への通院、または、同症状での治療実績のある病院での通院、または入院による治療による児童の健全な育成、両親からの愛情を受ける権利、日本国民として、健康で文化的な生活を受ける権利の遂行を可及的に速やかに行っていただきたい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和3年9月10日	諮問
令和3年11月29日	審議（第61回第3部会）
令和3年12月23日	審議（第62回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法25条1項は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委

員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定している。

そして、法 26 条 1 項は、児童相談所長は、法 25 条 1 項の規定による通告を受けた児童及びその保護者等について、必要があると認めるときは、法 26 条 1 項各号のいずれかの措置を採らなければならないものとし、同項 1 号として、次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告することと規定している。

これを受けて、法 27 条 1 項は、都道府県は、法 26 条 1 項 1 号の規定による報告のあった児童について、法 27 条 1 項各号のいずれかの措置を採らなければならないと規定している。

(2)ア 法 33 条 1 項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法 26 条 1 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができると規定し、法 33 条 2 項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法 27 条 1 項又は 2 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができると規定している。

イ この「必要がある」場合については、「一時保護ガイドライン」（平成 30 年 7 月 6 日付子発 0706 第 4 号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「ガイドライン」という。）Ⅱ・2・(2)・アでは、緊急保護を行う必要性がある場合として、「虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要が

ある場合」等としており、同・イでは、アセスメントのための一時保護の在り方として、「アセスメントのための一時保護は、適切かつ具体的な援助指針（援助方針）を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合に行う。（以下略）」としている。

ウ そして、一時保護の要件が「必要があると認めるとき」との文言で規定されていること及び児童の福祉に関する判断には児童心理学等の専門的な知見が必要とされることからすれば、児童に一時保護を加えるか否かの判断は、都道府県知事ないしその権限の委任を受けた児童相談所長の合理的な裁量に委ねられていると解するのが相当であり、児童相談所長等が上記裁量を逸脱し又は濫用した場合に限り、一時保護処分を行ったことが違法となるというべきである（東京地方裁判所平成27年3月11日判決・判例時報2281号80頁参照）とされている。

エ 法33条5項は、親権者の意に反して、2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとする場合は、家庭裁判所の承認を得なければならないと規定している。

オ なお、東京都知事は、法27条1項、28条1項及び33条2項に係る権限を、法32条1項、地方自治法153条2項並びに法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）1条1項1号及び5号の規定に基づき、児童相談所長に委任している。

(3) 児童虐待の定義につき、児童虐待の防止等に関する法律は「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」（2条1号）、「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による

前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。」(同条3号)とする。

そして、同条1号の身体的虐待は、打撲傷・あざなどの外傷を生じうるような行為と解され、同条3号のネグレクトは、子どもの健康・安全への配慮を怠っているなどをいうとされている(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課編「子ども虐待対応の手引き(平成25年8月改正版)」(以下「手引き」という。)
第1章・1・(2)参照)。

(4) また、手引きは、一時保護の第一の目的は子どもの生命の安全を確保することであり、単に生命の危険にとどまらず、現在の環境におくことが子どものウェルビーイング(子どもの権利の尊重・自己実現)にとって明らかに看過できないと判断されるときは、まず一時保護を行うべきであるとし、必要とされる場合は、躊躇せず一時保護を行い、その上で虐待の事実等を調査することが子どもの最善の利益にかなう(第5章・1)としているため、一時保護は、虐待の存在が疑われる場合にも行いうると解されている。

2 本件処分についての検討

これを本件処分についてみると、処分庁は、令和2年4月から令和3年3月まで、請求人らの家庭内暴力や本児の面前でのけんかについて複数の警察署から複数回通告を受け対応していたところ、同年4月23日、本児が、請求人妻により左大腿骨を骨折したこと、請求人らの監護下において病室内で紙片の誤飲をしたこと等を病院から聞き取ったことを踏まえ、同日、本児を一時保護することを決定したこと(本件処分)が認められる。

そして、本児に対して一時保護を加えるか否かは、処分庁の合理的裁量に委ねられていると解すべきところ(1・(2)・ウ)、処分庁が、上記の事実関係を前提とし、法33条の規定に基づき本

件処分を行ったことは、処分庁に与えられている合理的な裁量の範囲と認められ、違法又は不当とすることはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のことから、本件処分が違法又は不当であると主張する。

しかし、本件処分が法令等の定めに基づいて適正になされたものと認められることは上記2のとおりであることから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成